

石川県公報

令和6年5月8日(水曜日)

号 外

(第 31 号)

目 次

- 告 示
○被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯の認定
(危機対策課) 1

告 示

石川県告示第174号

令和6年1月1日の令和6年能登半島地震による災害において、次の地域内に居住していた者が属する世帯を被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)第2条第2号ハに掲げる世帯(以下「長期避難世帯」という。)とする。

令和6年5月8日

石川県知事 馳 浩

1 長期避難世帯の所在する地域

珠洲市大谷町1字103番地、13字77番地、14字28番地3、14字48番地、14字49番地、14字51番地、14字54番地、14字56番地及び14字57番地

珠洲市清水町1字24番乙地、1字73番地5、1字80番地及び1字82番地

珠洲市仁江町3字41番地、3字45番地、3字47番地、3字50番地、3字86番地1、3字98番地1、3字100番地、3字101番地、3字102番地、3字104番地、3字108番地、3字113番地、3字115番地、3字118番地、3字119番3地、3字119番甲の1地、3字130番地9、4字64番1地、4字64番丙の2地及びイ字25

2 長期避難世帯となった日

令和6年1月1日

